

1 令和7年9月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	35,802 人	対前月比	2.1%減少 (2 か月ぶりの減少)
有効求職者数	34,117 人	対前月比	0.1%増加 (2 か月ぶりの増加)
有効求人倍率	1.05 倍	前月より	0.02 ポイント減少
※ 数値は季節調整値			

2 令和8年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況(令和7年9月末現在)

(職業安定部・訓練課)

○求 人 数	6,206 人	対前年同月比	3.2% (208 人) 減 ※1
○求 職 者 数	3,121 人	同	0.8% (25 人) 減 ※2
○求 人 倍 率	1.99 倍	同	0.05 ポイント 減 ※3
○就職内定者数	1,827 人	同	10.9% (179 人) 増 ※4
○就 職 内 定 率	58.5 %	同	6.1 ポイント 増

※1 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募など、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※5 広域通信制高校は除きます。

3 労働保険未手続事業一掃強化期間について (総務部・労働保険徴収室)

毎年11月は、「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。関係機関や関係団体を通じて、労働保険に未加入と思われる事業場に対して、集中的に加入勧奨を行います。

4 11月は「過労死等防止啓発月間」です

(労働基準部・監督課)

毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施します。

鹿児島労働局発表
令和7年10月31日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 前野 里美
地方労働市場情報官 佐藤 克己
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和7年9月分)の概要について ～有効求人倍率は、1.05倍で、前月を0.02P下回った～

9月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が減少している。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.05倍** 前月より0.02ポイント減少
 - ・全国では39番目。九州では、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県に次ぎ7番目。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.20倍 前月と同水準

・有効求人数(季節調整値) **35,802人** 前月より2.1%減少(2か月ぶりの減少)

・有効求職者数(季節調整値) **34,117人** 前月より0.1%増加(2か月ぶりの増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.12倍 前月より0.05ポイント減少

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値) **1.80倍** 前月より0.24ポイント減少(2か月ぶりの減少)

・新規求人数(原数値) **11,489人** 前年同月より6.0%減少(11か月連続の減少)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種……運輸業、郵便業(12.3%増)、医療、福祉(0.1%増)

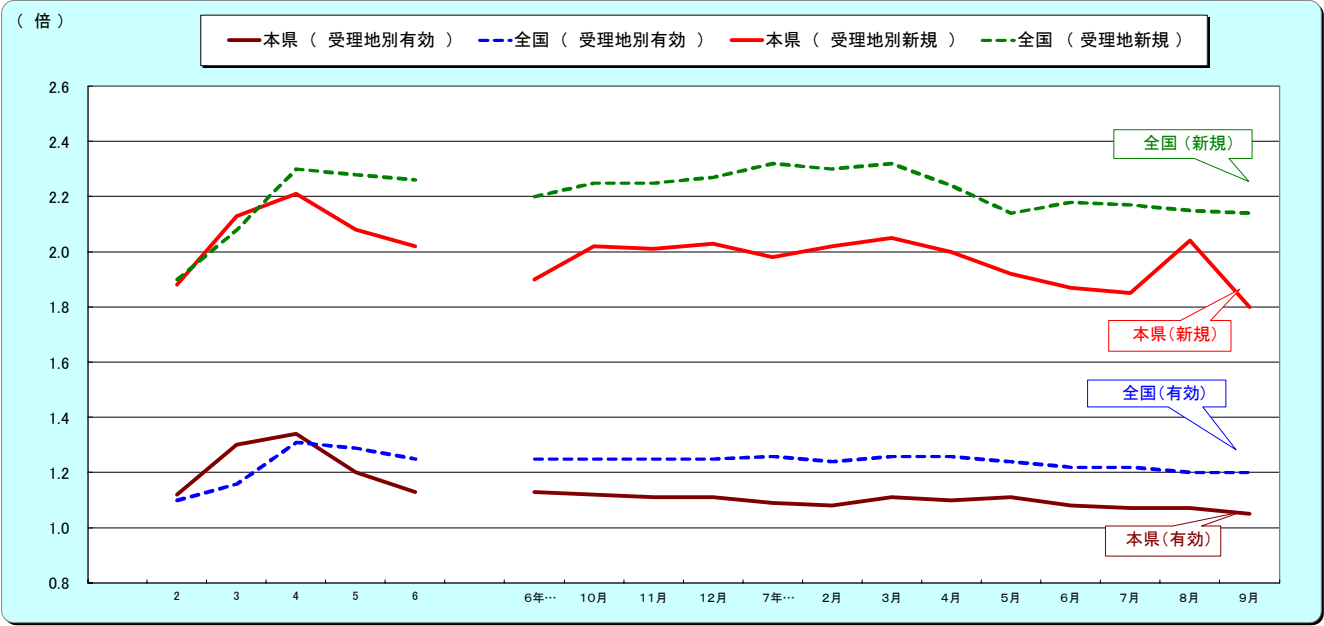
減少した業種……建設業(7.2%減)、製造業(7.8%減)、卸売業、小売業(15.9%減)

宿泊業、飲食サービス業(33.2%減)

サービス業(他に分類されないもの)(12.6%減)

・新規求職申込件数(原数値) **6,508人** 前年同月より0.7%減少(2か月ぶりの減少)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率			2	3	4	5	6
有効	受地理別	本県	1.12	1.30	1.34	1.20	1.13
		全国	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25
	就業地別	本県	1.18	1.36	1.43	1.30	1.23
新規	受地理別	本県	1.88	2.13	2.21	2.08	2.02
		全国	1.90	2.08	2.30	2.28	2.26
	就業地別	本県	1.97	2.24	2.36	2.25	2.20

6年9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<u>1.13</u>	<u>1.12</u>	<u>1.11</u>	<u>1.11</u>	1.09	1.08	1.11	1.10	1.11	1.08	1.07	1.07	1.05
<u>1.25</u>	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20	1.20
<u>1.24</u>	<u>1.23</u>	<u>1.21</u>	<u>1.21</u>	1.19	1.18	1.22	1.21	1.21	1.18	1.16	1.17	1.12
<u>1.90</u>	2.02	<u>2.01</u>	<u>2.03</u>	1.98	2.02	2.05	2.00	1.92	1.87	1.85	2.04	1.80
<u>2.20</u>	<u>2.25</u>	<u>2.25</u>	<u>2.27</u>	2.32	2.30	2.32	2.24	2.14	2.18	2.17	2.15	2.14
<u>2.09</u>	<u>2.21</u>	<u>2.18</u>	<u>2.20</u>	2.18	2.23	2.22	2.22	2.06	2.01	2.06	2.17	1.90

*6年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が11か月連続で前年同月を下回り、有効求人数が31か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

			令和6年度		令和7年							
			(月平均)		6月		7月		8月		9月	
新規求人数 ※			13,259	▲ 7.2	11,764	▲ 3.7	12,944	▲ 9.3	11,582	▲ 0.9	11,489	▲ 6.0
D	建設業		1,357	▲ 2.4	1,459	1.5	1,261	▲ 14.6	1,112	▲ 2.7	1,321	▲ 7.2
E	製造業		1,022	▲ 11.0	941	4.8	1,143	▲ 14.3	867	8.5	947	▲ 7.8
H	運輸業、郵便業		540	▲ 4.4	476	▲ 7.9	495	▲ 6.6	556	▲ 12.3	465	12.3
I	卸売業、小売業		1,776	▲ 6.7	1,540	▲ 5.1	1,381	▲ 28.7	1,726	1.0	1,427	▲ 15.9
M	宿泊業、飲食サービス業		799	▲ 12.1	464	▲ 15.8	596	▲ 38.2	839	7.7	366	▲ 33.2
P	医療、福祉		4,486	▲ 5.7	4,148	▲ 0.6	4,416	▲ 7.4	4,157	2.4	4,182	0.1
R	サービス業(他に分類されないもの)		1,240	▲ 9.1	1,081	▲ 13.1	1,546	19.1	1,034	2.5	981	▲ 12.6
有効求人数			38,424	▲ 7.2	35,618	▲ 6.9	35,428	▲ 7.3	34,426	▲ 6.1	34,427	▲ 6.1

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。
(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が2か月ぶりで前年同月を下回り、有効求職者数が2か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和6年度		令和7年							
	(月平均)		6月		7月		8月		9月	
新規求職申込件数	6,576	▲ 4.4	6,463	6.8	6,335	▲ 1.5	5,575	3.5	6,508	▲ 0.7
44歳以下	2,879	▲ 9.0	2,727	1.8	2,617	▲ 7.1	2,478	2.6	2,883	▲ 3.7
うち34歳以下	1,651	▲ 10.7	1,559	▲ 0.2	1,526	▲ 6.6	1,464	6.1	1,625	▲ 4.4
45歳以上	3,697	▲ 0.5	3,736	10.7	3,718	2.9	3,097	4.3	3,625	1.9
うち55歳以上	2,454	0.4	2,474	13.7	2,554	9.5	1,965	5.0	2,433	6.0
うち65歳以上	1,163	3.6	1,147	17.6	1,291	19.5	931	12.7	1,223	14.2
雇用保険受給 資格決定件数	1,805	▲ 8.6	1,822	11.6	1,696	▲ 4.9	1,611	5.4	1,715	▲ 2.8

有効求職者数	34,072	▲ 1.2	35,342	▲ 1.1	34,516	▲ 0.7	33,572	0.2	34,120	1.1
44歳以下	14,745	▲ 4.7	14,945	▲ 2.0	14,741	▲ 1.8	14,546	0.0	14,907	0.4
うち34歳以下	8,563	▲ 6.8	8,614	▲ 3.8	8,474	▲ 3.7	8,463	▲ 0.5	8,591	▲ 0.3
45歳以上	19,327	1.7	20,397	▲ 0.5	19,775	0.1	19,026	0.4	19,213	1.6
うち55歳以上	12,718	1.7	13,637	▲ 1.3	13,046	0.6	12,438	1.0	12,535	2.5
うち65歳以上	5,306	3.5	6,019	▲ 3.3	5,384	1.9	5,028	4.3	5,169	7.7
雇用保険受給者 実人員	6,520	▲ 2.1	6,614	▲ 1.3	7,775	1.4	7,693	5.2	7,989	9.7

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者が2か月連続前年同月を上回った一方、離職求職者が2か月ぶり、無業求職者が4か月ぶりで前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和6年度		令和7年							
	(月平均)		6月		7月		8月		9月	
新規求職申込件数	6,532	▲ 4.4	6,365	7.1	6,249	▲ 2.0	5,532	3.4	6,472	▲ 0.8
在職求職者	1,758	▲ 5.1	1,672	5.8	1,616	▲ 0.9	1,441	2.2	1,631	3.0
離職求職者	4,125	▲ 5.3	4,036	7.4	4,026	▲ 3.6	3,544	2.9	4,120	▲ 1.5
うち事業主都合	830	▲ 5.9	746	5.1	785	▲ 4.6	593	1.7	644	▲ 11.7
うち自己都合	3,071	▲ 5.5	3,089	7.6	2,993	▲ 4.7	2,779	3.3	3,251	0.4
無業求職者	649	3.6	657	8.6	607	6.9	547	10.1	721	▲ 4.9

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、44歳以下の年齢層で前年同月を下回った一方、45歳以上の年齢層で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和6年度		令和7年							
	(月平均)		6月		7月		8月		9月	
就職件数	2,189	▲ 7.7	2,164	▲ 0.6	2,160	2.9	1,627	▲ 6.6	2,021	▲ 2.6
44歳以下	1,001	▲ 10.4	981	▲ 7.3	943	▲ 0.4	719	▲ 8.8	896	▲ 6.8
うち34歳以下	542	▲ 12.2	542	▲ 7.8	515	▲ 3.6	399	▲ 10.3	462	▲ 14.4
45歳以上	1,188	▲ 5.4	1,183	5.7	1,217	5.6	908	▲ 4.8	1,125	1.1
うち55歳以上	694	▲ 4.8	694	9.6	728	8.7	530	▲ 2.8	673	8.0
うち65歳以上	246	▲ 1.1	273	21.9	295	28.3	210	11.1	270	46.7
雇用保険受給者	640	▲ 5.7	703	2.8	664	5.6	490	▲ 10.9	680	▲ 1.2

5.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.02P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和6年度		令和7年							
	(月平均)		6月		7月		8月		9月	
正社員新規求人数	6,881	▲ 3.8	6,533	▲ 0.2	6,856	▲ 8.6	6,272	2.5	6,423	▲ 3.0
新規求人数に占める割合	51.9%	1.9	55.5%	1.9	53.0%	0.4	54.2%	1.8	55.9%	1.7
正社員有効求人倍率	1.07	▲ 0.01	1.02	▲ 0.02	1.03	▲ 0.02	1.03	▲ 0.01	1.02	▲ 0.02
全 国	1.02	▲ 0.00	0.98	0.02	1.00	0.01	0.99	▲ 0.01	1.00	▲ 0.01
正社員有効求人数	20,181	▲ 3.6	19,361	▲ 4.2	19,349	▲ 4.7	19,008	▲ 3.0	19,030	▲ 3.1
有効求人数に占める割合	52.5%	1.9	54.4%	1.6	54.6%	1.5	55.2%	1.7	55.3%	1.7
正社員有効求職者数(※)	18,818	▲ 2.9	19,055	▲ 2.4	18,780	▲ 2.7	18,503	▲ 1.5	18,696	▲ 0.9
有効求職者に占める割合	55.2%	▲ 1.0	53.9%	▲ 0.7	54.4%	▲ 1.1	55.1%	▲ 1.0	54.8%	▲ 1.1

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6.令和7年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和6年9月	1.08	1.95	1.01	1.02	1.32	1.00	0.89	1.01	0.80	1.37	1.12	1.03	1.02	1.09
10月	1.13	2.02	0.98	0.99	1.37	1.01	0.84	1.06	0.84	1.39	1.14	1.02	1.09	1.12
11月	1.18	2.09	1.01	0.97	1.40	1.05	0.84	1.01	0.91	1.49	1.15	1.03	1.10	1.15
12月	1.25	2.23	1.05	1.00	1.48	1.10	0.91	1.08	0.94	1.53	1.22	1.06	1.16	1.21
令和7年1月	1.19	2.02	1.02	1.00	1.41	1.06	1.04	1.14	0.93	1.26	1.18	1.05	1.17	1.17
2月	1.18	2.08	1.06	1.04	1.35	1.04	1.05	1.17	0.91	1.25	1.14	1.28	1.05	1.17
3月	1.17	1.95	1.01	0.96	1.35	1.05	1.08	1.09	0.96	1.27	1.16	1.16	1.03	1.15
4月	1.09	1.83	0.94	0.90	1.20	0.97	0.91	1.02	0.87	1.24	1.14	1.03	1.00	1.07
5月	1.05	1.69	0.85	0.79	1.24	0.93	0.87	1.00	0.84	1.19	1.10	0.89	1.03	1.02
6月	1.00	1.40	0.90	0.80	1.27	0.94	0.84	1.02	0.88	1.15	1.14	0.86	1.05	1.01
7月	1.02	1.30	0.94	0.85	1.30	0.92	0.89	1.04	0.86	1.17	1.18	0.93	1.00	1.03
8月	1.02	1.37	0.91	0.89	1.32	0.91	0.95	1.02	0.84	1.22	1.16	0.92	1.01	1.03
9月	0.99	1.54	0.85	0.87	1.27	0.92	1.01	1.02	0.85	1.26	1.16	0.90	0.92	1.01

〈 用 語 の 解 説 〉

○新規求人数・……	ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
○有効求人数・……	「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
○新規求職申込件数・……	ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
○有効求職者数・……	「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
○求人倍率・……	求職者数に対する求人数の割合。 求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
⇒新規求人倍率・……	「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
⇒有効求人倍率・……	「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
⇒正社員有効求人倍率・……	「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。 ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
○季節調整値・……	1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。 求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。 そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要がある。この季節変動の除去を「季節調整」という。 ※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。 ※ 毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
○原数値・……	実際の数値(季節調整前の数値)。
○就職件数・……	ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
○一般・……	パートタイム以外のものをいう。
○パート・……	パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
○常用・……	雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
○正社員・……	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に
直接応募した就職件数等が含まれている。

令和 7 年 10 月 31 日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練課

課 長 金田 知之

課長補佐 山崎 さとみ

電 話 099-219-8711

報道関係者 各位

令和 8 年 3 月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和 7 年 9 月末現在）

～ 求人倍率 1.99 倍 就職内定率 58.5% ～

鹿児島労働局（局長 永野 和則）では、令和 8 年 3 月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和 7 年 9 月末現在の状況を取りまとめたので公表します。

【結果の概要】

- 求 人 数 6,206 人 対前年同月比 3.2%（208 人）減 ※₁
- 求 職 者 数 3,121 人 同 0.8%（25 人）減 ※₂
- 求 人 倍 率 1.99 倍 同 0.05 ポイント減 ※₃
- 就職内定者数 1,827 人 同 10.9%（179 人）増 ※₄
- 就 職 内 定 率 58.5 % 同 6.1 ポイント増

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募など、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※5. 広域通信制高校は除きます。

次回は 1 月末現在の求人・求職・就職内定状況などを取りまとめて公表する予定です（3 月上旬公表予定）。

鹿児島労働局・各ハローワークでは、今年度も学校等関係機関と連携し、合同就職面接会を開催するなど、生徒が希望どおりに就職できるよう支援します。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 8 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和7年9月末現在			前年同期 (令和6年9月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	6,206			6,414			▲208	▲3.2%
2 求 職 者 数	3,121	1,778	1,343	3,146	1,759	1,387	▲25	▲0.8%
う ち 県 内 (1)	1,742	871	871	1,736	912	824	6	0.3%
う ち 県 外	1,379	907	472	1,410	847	563	▲31	▲2.2%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	55.8%	49.0%	64.9%	55.2%	51.8%	59.4%	—	0.6P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.99			2.04			—	▲0.05P
4 就 職 内 定 者 数	1,827	1,231	596	1,648	1,127	521	179	10.9%
う ち 県 内 (2)	964	511	453	876	488	388	88	10.0%
う ち 県 外	863	720	143	772	639	133	91	11.8%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	52.8%	41.5%	76.0%	53.2%	43.3%	74.5%	—	▲0.4P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	58.5%	69.2%	44.4%	52.4%	64.1%	37.6%	—	6.1P
う ち 県 内	55.3%	58.7%	52.0%	50.5%	53.5%	47.1%	—	4.8P
う ち 県 外	62.6%	79.4%	30.3%	54.8%	75.4%	23.6%	—	7.8P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	1,294	547	747	1,498	632	866	▲204	▲13.6%

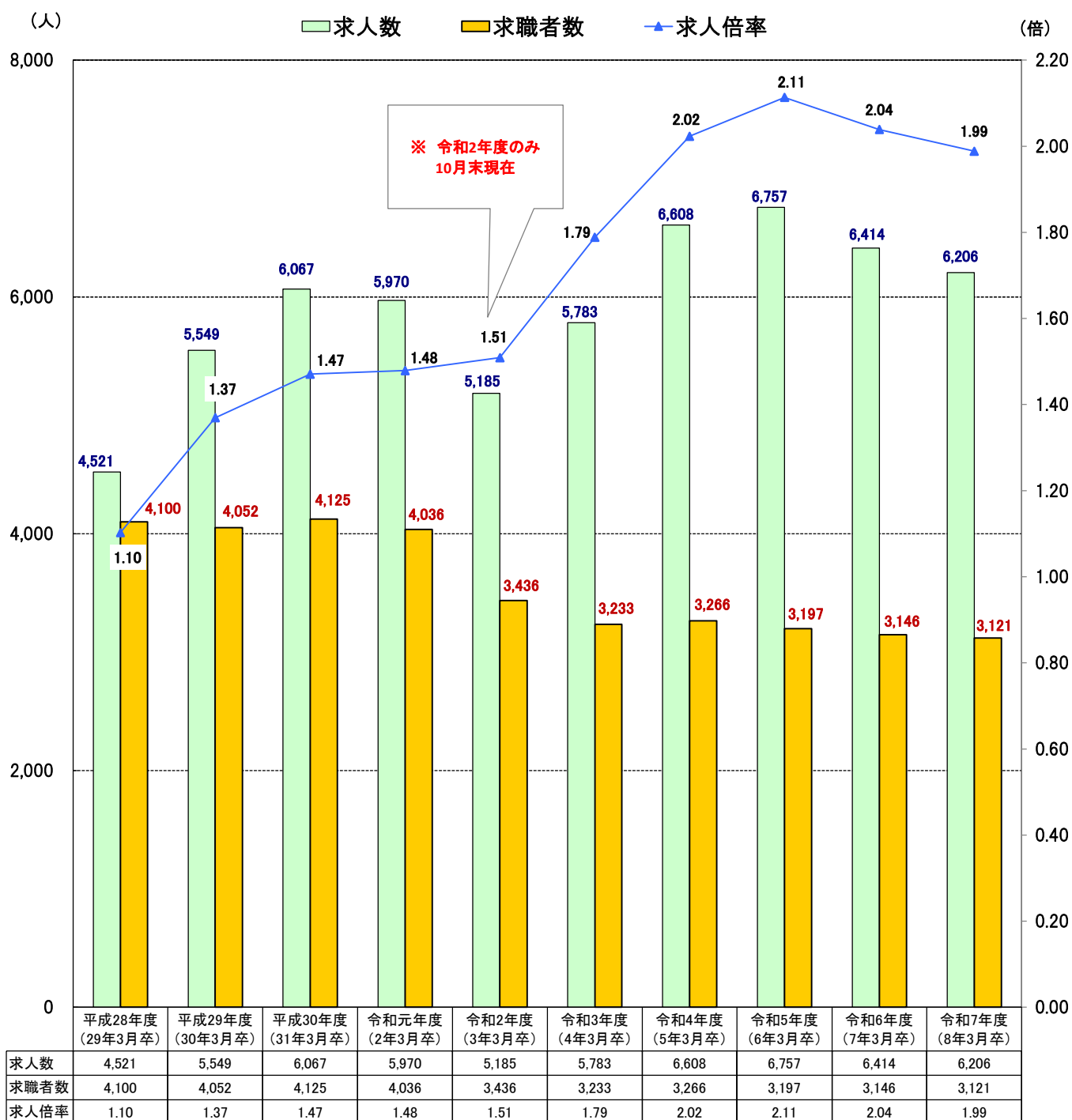
* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

* 自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年9月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

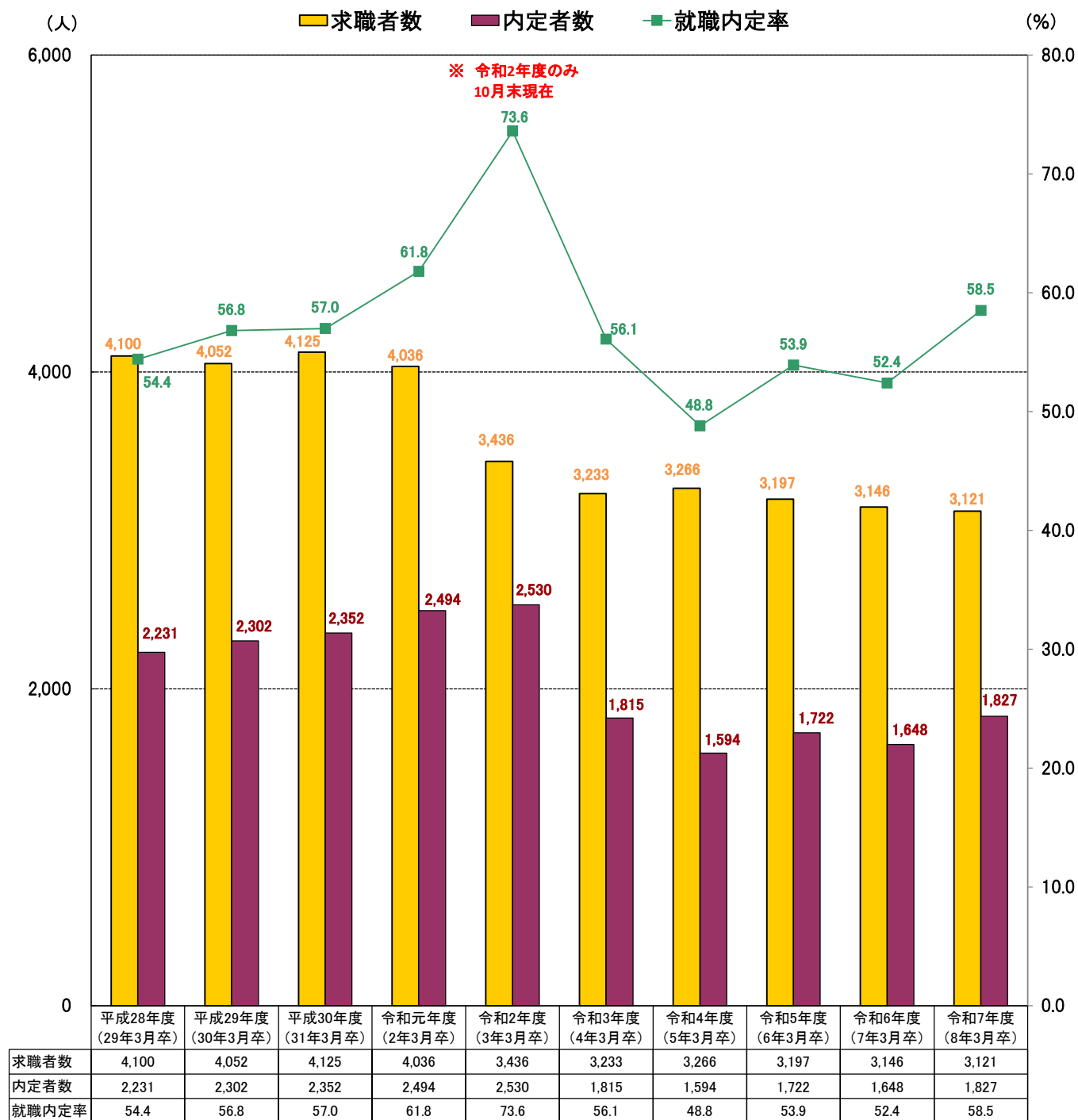
* 令和2年度は選考日程が1か月後ろ倒しになったことから10月末現在の数値となっております。

(参考) 卒業年次の生徒数

平成28年度 (29年3月卒)	平成29年度 (30年3月卒)	平成30年度 (31年3月卒)	令和元年度 (2年3月卒)	令和2年度 (3年3月卒)	令和3年度 (4年3月卒)	令和4年度 (5年3月卒)	令和5年度 (6年3月卒)	令和6年度 (7年3月卒)	令和7年度 (8年3月卒)
15,734	15,431	15,695	15,387	14,931	14,723	14,386	13,944	13,994	13,944

※ 各年5月15日時点で、各学校を通じて把握した卒業予定者数を計上

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年9月末現在）



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

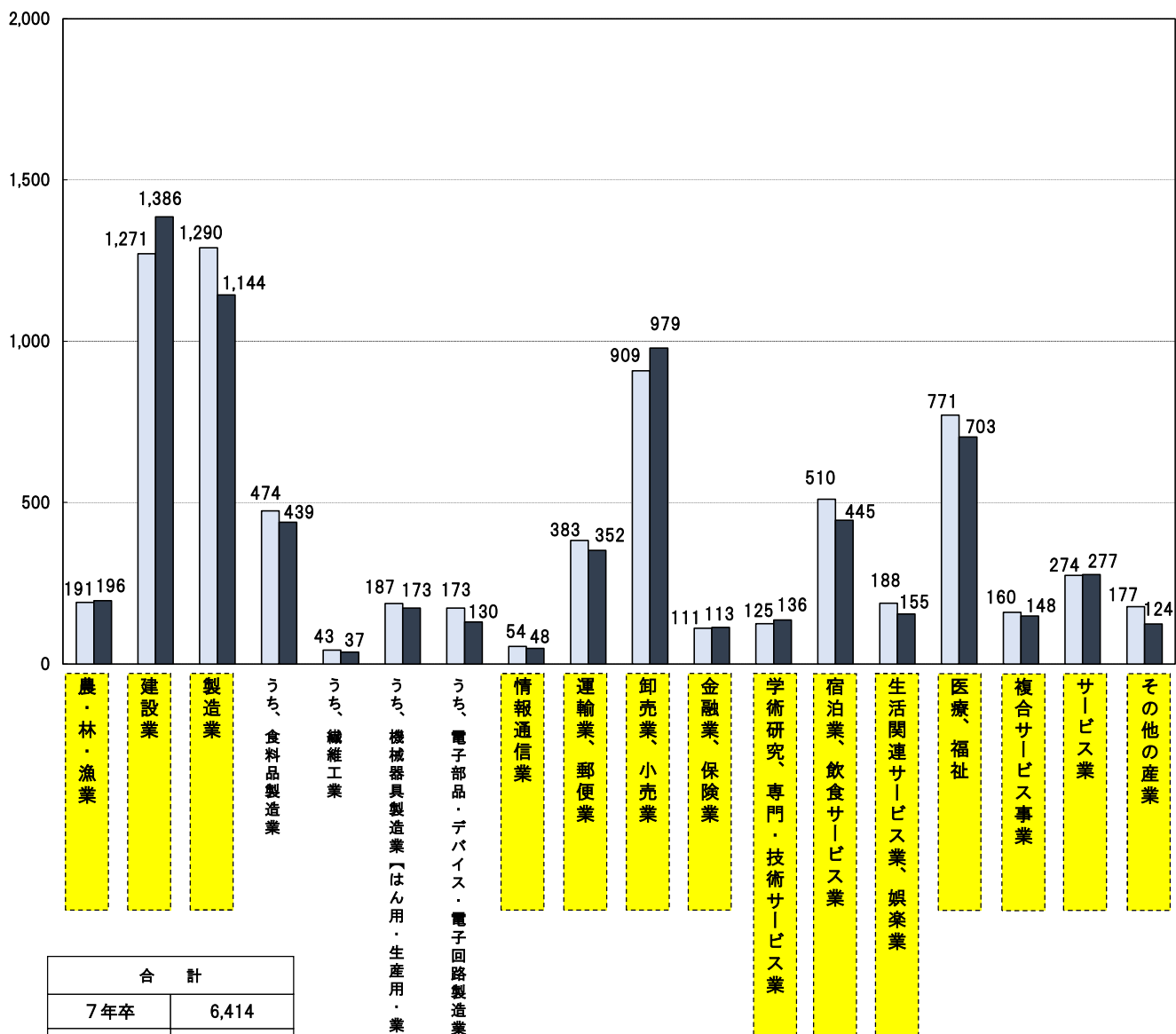
* 令和2年度は選考日程が1か月後ろ倒しになったため、10月末現在の数値となっていますが、高等学校専攻科の採用通知の時期（10月）と重なったため内定率が高くなっています。

高校 県内求人受理状況（産業別） 各年9月末現在

□ 7年卒

■ 8年卒

(人)



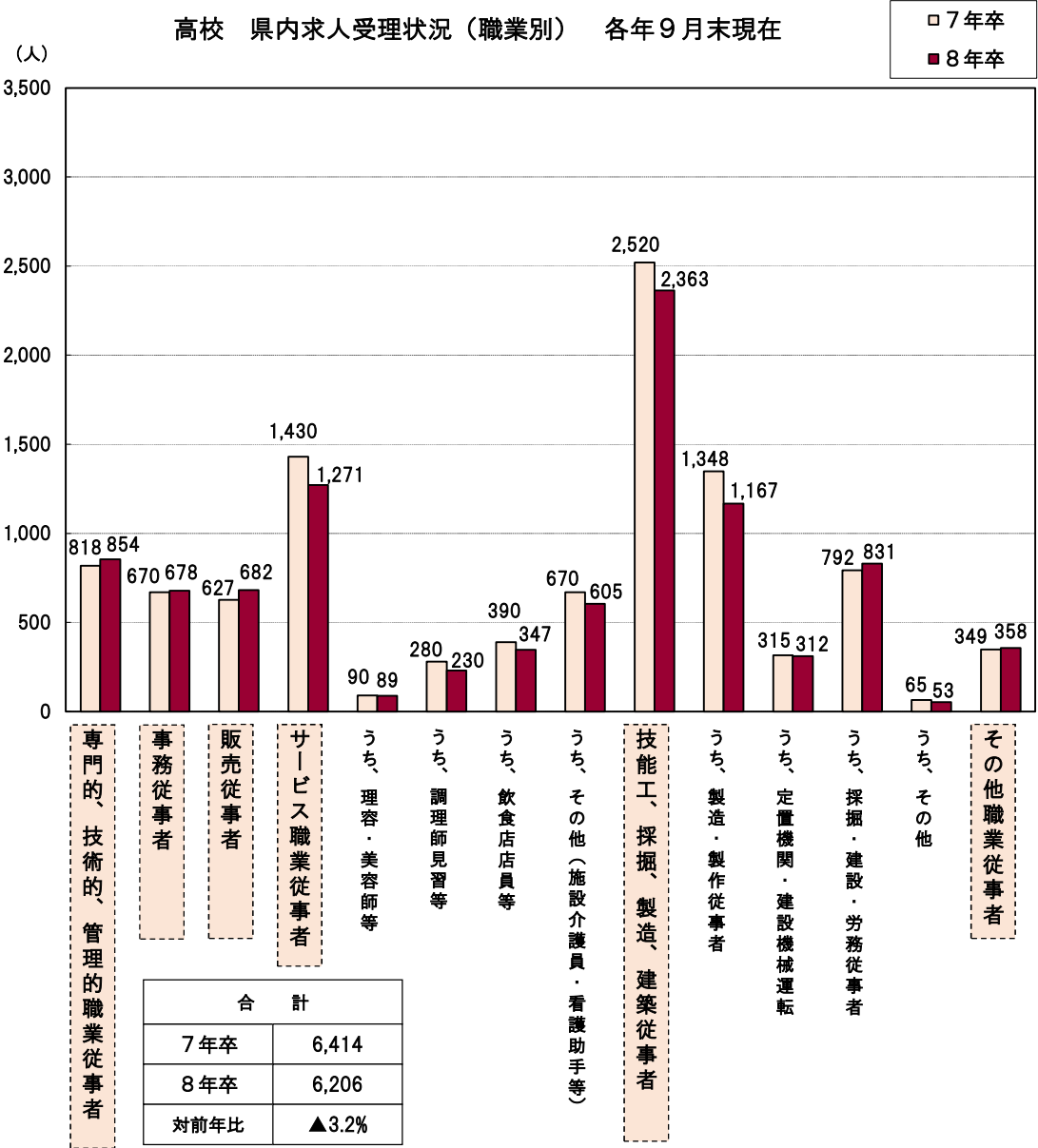
合 計

7年卒 6,414

8年卒 6,206

対前年比 ▲3.2%

高校 県内求人受理状況（職業別） 各年9月末現在



参加費
無料

令和
7年度

事前申込
不要

新卒者のための 就職面接会

履歴書
不要

in 鹿児島

参加企業
47社



LET'S

START



2025 年
11/4 火

対象

高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等において卒業
年次の者及び既卒3年以内の者

※高校生で参加を希望する場合は、進路指導の先生にお申し出ください。

場所

Li-Ka1920 5階 ライカ南国ホール(鹿児島市中央町19-40)

時間

午前の部／ **10:00～12:00** 午後の部／ **13:30～15:30**

※受付 9:30～15:00(ただし、12:00～13:00を除く)

《新卒者の方へ》参加企業の情報は10/10以降こちらからご確認ください。



参加企業

上記対象者を鹿児島県内の就業場所において正社員で募集中の企業(47社)

《企業の皆様は、お申し込み方法及び詳細について裏面をご覧ください》

実施団体

鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問い合わせ先

映広株式会社内「新卒者のための就職面接会」運営事務局

〒892-0836 鹿児島市錦江町8-21 TEL.099-222-4444 9:30～17:30

《土・日・祝日休み》

報道関係者 各位

令和7年10月31日（金）

【照会先】

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

室長 三角 裕二

室長補佐 丸田 満

11月は、「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省では、毎年11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めて、労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に未加入と思われる事業場に対して、集中的に加入勧奨を行う予定です。

周知活動に当たっては、関係機関や関係団体を通じた周知や広報誌等への掲載を依頼し、併せて、当局の職員や「労働保険未手続事業一掃」の事業を受託した団体の構成員が直接事業場を訪問し、加入勧奨を行います。

中小事業場の場合、労働保険事務組合※を通じて労働保険に加入することで、事業主やそのご家族の方も、労災保険に加入することができる「第1種特別加入制度」もあります。さらに、一人親方などの個人事業主も労災保険に加入できる、第2種特別加入制度もあります。

※ 労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体とのことです。

労働保険事務組合・・・県内116ヶ所（商工会や各業種団体、社会保険労務士）
労働保険第二種団体・ 県内52ヶ所

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

※労働保険とは

労災保険と雇用保険を総称したもので、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用している事業主については、全て加入が義務付けられます。

労災保険は、労働者の業務中又は通勤時の災害に対し、必要な保険給付等を行います。

雇用保険は、労働者が失業した場合、激甚災害により一時的休業・離職を余儀なくされた場合、育児休業や介護休業等により賃金が低下した場合に必要な保険給付等を行います。

事業所向けには各種助成金の支給を行っています。



労働保険に入っていれば...

POINT 1 会社も安心。

POINT 2 働く人も安心。

POINT 3 働く人の家族も安心。

労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 × 雇用保険

労働保険は、災害や通病による傷病や、失業による失業給付に、労働者とその家族を支援するサービスとして重要な役割を果たします。
事業主は労働、パート、アルバイトなど、各所が雇用形態に関わらず、一人でも雇った労働者を雇用主として、労働保険の加入手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所管官庁（労働局、労働基準監督署、労働基準局）のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 補償サイト または 二次元コードから ▶

手続きがお済みでない事業主の方は、速やかに最寄りの労働局労働保険徴収室・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）へご相談ください。

様々な手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することも可能です。

本来は労災保険の対象とならない中小事業主等の方が任意で加入できる特別加入制度があります。加入することにより業務・通勤災害を被った場合に保険給付を受けることが可能です。

制度について、もっと知りたい方は

○労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

【厚生労働省ホームページ】

をご覧ください。

※ 加入手続きを怠っていると？

- ①遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ②労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- ③事業主の方のための助成金が受けられません。

報道関係者 各位

令和7年10月31日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課
監督課長 鈴木 正臣
主任監察監督官 高井 浩二
（直通電話）099-223-8277

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、管内の周知・啓発を目的として、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施するほか、過重労働解消キャンペーンとして、「労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換」を実施いたします。また、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は、死亡に至らないこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【主な取組】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。

・日 時： 令和7年11月11日（火）13時30分～15時30分

・会 場： TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F薩摩ホール

無料でどなたでも参加できます。事前に下記からお申し込みください。

【専用ホームページ】<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



2 「労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換」の実施

長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる、鹿児島製茶株式会社（鹿児島市）を「ベストプラクティス企業」と位置付けて、鹿児島労働局長（永野 和則）が企業訪問を行い、積極的な取組事例を収集・紹介します。

・日 時： 令和7年11月21日（金）9時00分～

・会 場： 鹿児島製茶株式会社 会議室（鹿児島市南栄3丁目11番）

※当日の取材をご希望の場合は、11月13日（木）17:00までに、下記へご連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。

Tel 099-223-8277（鹿児島労働局労働基準部監督課 担当：高井）

上記企業に対する個別のお問い合わせはご遠慮ください。

■「過重労働解消キャンペーン」概要■

1 労使の主体的な取組を促します。

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、鹿児島労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業等において長時間労働削減に向けた取組等が実施されるよう協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。

鹿児島労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、ホームページなどを通じて紹介します。

3 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します。

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます（※）。

また、労働条件相談ほっとラインでは、集中期間以外の期間においても監督署等が閉庁している平日夜間・土日祝日において、「労働条件相談ほっとライン」において、労働相談が可能となっております。平日 17：00～22：00、土日祝日 9：00～21：00 に相談をお受けします。

※11月2日（日）、3日（月：祝日）は、労働条件相談ほっとラインのみの受付となります。

5 特別労働相談を実施します。

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

（１）過重労働解消相談ダイヤル

〔電話番号〕：０１２０（７９４）７１３

（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

令和７年１１月１日（土）９：００～１７：００

※労働基準監督官が相談に対応します。

（２）労働条件相談ほっとライン【委託事業】

〔電話番号〕：０１２０（８１１）６１０

（フリーダイヤル はい！労働）

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します。

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

【専用ホームページ】 <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



鹿児島労働局におけるベストプラクティス企業との意見交換の状況

1 ベストプラクティス企業との意見交換

毎年 11 月の過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働削減に積極的に取り組む県内企業と鹿児島労働局長が意見交換を行っております。これは、過重労働解消に向けた機運の醸成を図るため、取引先と協力して長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる県内企業の取組事例を収集するとともに、県内に幅広く紹介することを目的としており、今年度は労働局長が企業を訪問し、当該企業と意見交換を行います。

2 令和 7 年度ベストプラクティス企業への企業訪問

企 業 名	鹿児島製茶株式会社（鹿児島市 その他の食料品製造業 従業員数 131 名）
-------	---

取 組 内 容	・ 製品管理の手法や在庫システムの変更等を実施し、現場での作業時間短縮により時間外労働削減 ・ ノー残業デーの導入 ・ 年間所定休日の増加による労働時間短縮 ・ サマータイム時間の導入 ・ 業務に係る改善提案表彰制度により業務効率化の推進 ・ シーズン休暇、リフレッシュ休暇による年次有給休暇の取得率推進等
---------	--

3 過去の実績

○ 平成 28 年度

株式会社プロゴワス（鹿児島市・印刷業・従業員数 68 名）

- ・ 平成 28 年 11 月 11 日に訪問にて意見交換実施

○ 平成 29 年度

株式会社現場サポート（鹿児島市・システム開発業・従業員数 39 名）

- ・ 平成 29 年 11 月 13 日に訪問にて意見交換実施

○ 平成 30 年度

町田酒造株式会社（大島郡龍郷町・黒糖焼酎製造業・従業員数 52 名）

- ・ 平成 30 年 11 月 15 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和元年度

富士ゼロックス鹿児島株式会社（鹿児島市・OA 機器販売・従業員数 131 名）

- ・ 令和元年 11 月 20 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和 3 年度

株式会社トヨタ車体研究所（霧島市 車体部品の設計等 従業員数 351 名）

- ・ 令和 3 年 11 月 5 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和 4 年度

南生建設株式会社（鹿児島市 建設業 従業員数 132 名）

- ・ 令和 4 年 11 月 20 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和５年度

株式会社渡辺組（鹿児島市 建設業 従業員数 153 名）

- ・ 令和５年 11 月 20 日に鹿児島労働局にて意見交換会を実施

○ 令和６年度

ヤマグチ株式会社（霧島市 建設業 従業員数 115 名）

- ・ 令和６年 11 月 21 日に訪問にて意見交換実施

鹿児島
会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月11日(火)**
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場

TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

〔主催者挨拶〕 鹿児島労働局

〔基調講演〕

「生き生きと働くために ～過重労働による健康障害を防ごう～」

小田原 努氏

「公益社団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島 所長」
(医学博士 日本内科学会総合内科専門医 日本消化器病学会専門医
日本消化器内視鏡学会専門医 日本産業衛生学会指導医 労働衛生コンサルタント)

〔企業による事例紹介〕

「わが社における長時間労働削減の取組について」 ヤマグチ株式会社

〔過労死ご遺族による体験談発表〕

小田原 努氏



公益社団法人鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島 所長
医学博士
日本内科学会総合内科専門医
日本消化器病学会専門医
日本消化器内視鏡学会専門医
日本産業衛生学会指導医
労働衛生コンサルタント

鹿児島県薩摩川内市出身。1992年産業医科大学卒業 産業医科大学病院、日立総合病院の勤務の後、(株)日立製作所に専属産業医として入社し、日立健康管理センタに配属された。送電線、半導体、光ファイバーなどの海底ケーブル製造部門、原子力発電所や火力発電所のタービン部門などを担当、ナイジェリアや、アメリカ等の現地へ赴き、長期出張者の過重労働対策や健康管理等も携わった。2007年鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島に入職。現在は県内の企業の産業医活動を担っている。

会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール

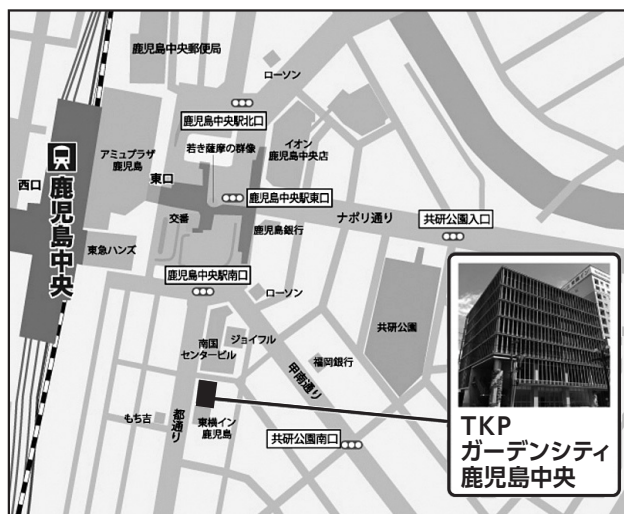
(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

・JR鹿児島本線「鹿児島中央駅」東口より徒歩約3分

※会場には駐車場がございませんので、公共交通機関を使ってください。

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからのお申し込みはこちら▶

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム〔参加申込書〕

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

STOP!
過労死

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月~金/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

セミナー概要

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・ 47 都道府県開催
- ・ 1 回 120 ～ 150 分(休憩 10 分)

会場情報

2025 年
12 月 18 日 (木) 14:00 ～

会場：
宝山ホール
鹿児島県鹿児島市山下町 5 - 3

※各会場でのセミナー会議室は、
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー(オンライン)等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付

セミナー参加のお手続きはこちらから

セミナーの詳細及びお申込みはホームページからご確認ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索



オンラインセミナーについて

◆ 過重労働解消のためのセミナー

『過重労働解消のためのセミナー』はオンラインでも開催させていただきます。

オンラインセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止（副業・兼業、テレワークの留意点を含む）
- ★過重労働とパワハラ防止（年次有給休暇、各種ハラスメントを含む）
- ★過重労働とメンタルヘルス（過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む）
- ★過重労働と健康障害防止（下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む）
- ★過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償（フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む）

◆ 業務効率化セミナー

過重労働解消のためには業務効率化による労働時間の削減の取組が必要です。

本セミナーでは業務改善のステップとして、業務の洗い出し及び業務量の可視化、改善に向けた問題点の明確化及び改善手法の検討、ITツール導入による業務効率化の検討について具体的な事例を交えながら説明いたします。

お申込みから参加について

お申し込み方法

日程一覧より、参加したいセミナーの情報の横にある申込ボタンからお申込みください。現地セミナーの場合は、関東や近畿などのエリアごとに日程情報が表示されますので、地域を選択のうえ、ご確認ください。

【お申込みに必要な情報】

・担当者氏名 ・メールアドレス ・参加人数 ・事業場全体労働者数

参加方法（リアルセミナー）

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛に会場名等が記載されたメールが届きますので、ご確認ください。セミナーで使用するテキスト等は会場にてお配りします。

参加方法（オンラインセミナー）

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛にオンライン参加のためのURLが記載されたメールが届きます。

※Zoomでの開催となりますので、事前にZoomのインストールおよびアカウントの準備をお願いします。